議 第 264 号 令和 2 年11月30日提出

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正について

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年条例第18号)の 一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第3項中「100分の130」を「、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」に 改める。

第2条 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第7条第2項及び第3項中「、6月に支給する場合においては100分の130、 12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の127.5」 に改める。

## 附則

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月 1日から施行する。

## (提出理由)

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた本市教育職員の給 与の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。